

令和8年度税制改正見直し事項（**廃止**・縮減）

（復興庁）

項目名	特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の廃止													
税目（条文番号）	所得税、法人税													
見直しの内容	<p>（1）現行制度の概要                      令和8年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業主又は法人が、特例復興産業集積区域において被災者を雇用した場合には、指定を受けた日から5年の間、被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を税額控除できる。</p> <p>できる。</p> <table border="1" data-bbox="557 622 1323 696"> <tr> <td>指定日</td> <td>R7.4.1~R8.3.31</td> </tr> <tr> <td>控除率</td> <td>9%</td> </tr> </table> <p>※ 被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を5年間税額控除。</p> <p>（2）要望の内容                      令和8年3月31日の適用期限の到来をもって、本特例措置を廃止する。</p> <table border="1" data-bbox="491 931 1503 1189"> <tr> <td rowspan="3">【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法38条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の3、第17条の3</td> <td>平年度の増収見込額</td> <td>+241 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>			指定日	R7.4.1~R8.3.31	控除率	9%	【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法38条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の3、第17条の3	平年度の増収見込額	+241 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
指定日	R7.4.1~R8.3.31													
控除率	9%													
【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法38条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の3、第17条の3	平年度の増収見込額	+241 百万円												
	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）												
	（改正増減収額）	（ — 百万円）												
廃止又は縮減の理由	<p>本特例措置は令和3年度以降、内陸地域に比べ復興が遅れている、地震・津波等により直接の被害が生じた沿岸地域の産業復興を重点的に行うために岩手県、宮城県、福島県の沿岸地域に対象区域を重点化し措置を講じてきた。</p> <p>本特例措置の創設以降、地震・津波等により直接の被害を受けた地域の産業の復興について一定の役割を果たしてきたことから、令和7年度までとされている第2期復興・創生期間の終了をもって、本特例措置を廃止することとしたい。</p>													